

EVENT 使わなくていい?「マイナ保険証」 ~どうして、私の受診歴がいろんな人に見られるの?~

2024年11月23日 兵庫県弁護士会館

当会情報問題対策PT主催による、マイナ保険証に関する市民シンポジウムを昨年11月23日に開催しました。シンポジストとして、ジャーナリストの齋藤貴男氏、医師の西山裕康氏、弁護士の坂本団氏にご登壇いただきました。紙の保険証の発行が停止される直前の開催となりましたが、各識者からの解説は市民の皆さんの疑問・不安に応える内容だったようで、実施後のアンケート結果も「ためになった」21人/29人、「おもしろかった」8人/29人と好評でした。



EVENT 僕たちの未来の選択 この先の20年も平和に暮らせる国防を考えよう!

2024年12月21日 兵庫県弁護士会館

「平和を守る全国弁護士会アクションの日」として標記イベントを開催しました。永井幸寿弁護士(兵庫県弁護士会)、柳澤協二氏(元内閣官房副長官補)より、戦争になったときの私たちの暮らしに関するご講演をいただいたほか、参加者を変えてのテーブル討論を行いました。参加者からは、「いろいろな世代の人の話が聞けてよかった」「他人の意見を聞き、自分が意見することの大切さを知れた」(10代)などの感想がいただけました。



EVENT 講演会「芦屋市の環境やSDGsに関する 取り組み及び目指すまちづくりについて」

2024年12月24日 兵庫県弁護士会館

当会公害対策・環境保全委員会では、高島峻輔芦屋市長をお招きし、講演会「芦屋市の環境やSDGsに関する取り組み及び目指すまちづくりについて」を開催しました。高島市長からは、同市の環境施策のほか、施策の実施において「市民との対話」「情報発信」「意思決定過程の多様性」を重視する旨の話があり、行政のみならず合意形成プロセスとして大変勉強になる内容でした。会場・オンライン合わせて52名の会員にご参加いただき、盛況に終わりました。



EVENT 3月 姫路支部「市民法律講座」

姫路支部では市民の方に法律を身近に知っていただくべく、年に6回、市民法律講座を実施しております。2025年3月8日(土)、姫路支部の宮本和幸会員による「刑事・少年事件~知っておきたい刑事手続」が実施されます。突然トラブルに見舞われ、緊急性が高いことも多いのが刑事・少年事件です。この機会に知っておいただくと、いざという時に役立つかもしれません。ホームページにてご確認の上お気軽にお越しください。



EVENT 4月 「遺言の日記念行事」~今年も開催予定です!~

兵庫県弁護士会では、今年も4月15日(「ゆ(4)い(1)ごん(5)」の日)を中心に遺言制度利用の周知・普及活動の一環として「遺言・相続」に関する記念イベントを神戸ほか各支部において実施予定です。詳細については、兵庫県弁護士会ホームページに掲載いたしますのでご確認ください。



阪神・淡路大震災から30年

ヒマリオンの防災袋(ナップサック)ができました!

阪神・淡路大震災30年を迎え、ヒマリオン防災袋を作成しました。チェックボックスに従って備品を詰めてゆけば、災害時の非常用持出袋になります。兵庫県弁護士会のイベントなどで配布予定です。



1月17日に尼崎市立武庫東小学校で開催された「1.17は忘れないうち」地域防災訓練に災害復興等支援委員会の中山泰誠弁護士・安井健馬弁護士が参加しました。さっそくヒマリオン防災袋が大活躍! 皆さん興味を持っていただけました。松本眞市長や市職員の方もお見えになり、弁護士会との連携協定の存在をPRできました。

1月19日には「神戸防災のついで2025」at中央区文化センターに兵庫県弁護士会としてブースを出展し、約200名の方がお越しになりました。永野海弁護士(静岡県弁護士会所属)の「被災者生活再建支援カード」を超簡易バージョンでご案内するなどしました。ヒマリオン防災袋は準備していた100枚すべてを配布することができました。初の試みでしたが、想定以上の活況でした!



どの窓口かわからない場合でも、
まずは、兵庫県弁護士会まで
お電話ください。

兵庫県弁護士会

TEL:078-341-7061

兵庫県弁護士会
イメージキャラクター
ヒマリオン
Since2001



兵庫県経営者協会 成松会長に聞く 良好な労使関係の構築には、法務の力は不可欠



兵庫県経営者協会
会長

成松 郁廣氏

(なりまつ いくひろ)
1956(昭和31)年、愛媛県今治市生まれ。
川崎重工顧問。
兵庫県経営者協会副会長を経て、
2023年5月より会長に就任。

兵庫県経営者協会は、戦後1947年日本再建の出発時期に兵庫県経済の発展、健全な労使関係の構築を目的に創設されました。現在、兵庫県内の約350社・団体(県内の各経営者協会を含む)が加盟し企業経営の立場から良好な労使関係の維持や人材育成に取り組んでいます。会長の成松郁廣氏に協会の活動や企業の人事労務、弁護士会へのメッセージなどを伺いました。

▶これまで弁護士とはどのようなお付き合いがありましたか?

成松 川崎重工に在籍時は人事関係の仕事が長かったので、裁判を担当することが多く、顧問弁護士をはじめ先生方にはずいぶんお世話になりました。労働裁判や不当労働行為関連の事件では、様々な交渉をしたり資料をまとめたり大変時間がかかり、打ち合わせを重ねるうちに親しくなって、飲みに行ったこともよくありましたよ。個人的にも自治会のことで相談したこともあり。非常に熱心な先生で、細かい事まで気づかれて代理人として大変勉強されていました。相手方の弁護士でも印象に残っている先生はたくさんいます。社内の案件だけでなく、従業員が職務外で事件に巻き込まれるような場合も相談して面倒をみていただきました。今は、経営者協会の友誼組織に兵庫県経営法曹会があって、そちらの弁護士の先生方にもお世話になっています。

▶従業員が多い大企業の場合、事件に遭遇することもあるのですね。利害が対立する相手方の弁護士であっても信頼されているご様子ですが、こういったところからでしょうか?

成松 かなり厳しいこと、きついことも言われますけれども、それはご自身の依頼者である従業員のことを思って仕事をしているのですから。弁護士として節度を持つての発言だとわかるので、職業として当然のことだと感じていました。正義感を持って仕事をしておられるから、敵だからといってそれ以上のことを思ったりはしませんでしたね。

▶私たちも、個人でも法人でも、相手方の当事者と信頼関係をいかに築くかが裁判のポイントだと思っています。ですから、どうしても相手方の弁護士をリスペクトされておられるのか、関心があります。

成松 労働裁判などでは、相対していると人権擁護の立場に徹しておられることがよくわかります。ですから、変に警戒することなく信頼して話をすることができます。中には話しぶり先生もいらっしゃいますし、正しいと思ってやった結果で負けた時は腹が立ったこともありますよ。でも、申立人(労働者側)の立場もわかるし、やはりその弁護士の職務に対する姿勢でしょうか。



井上広報委員長、武部同委員、成松会長、岡田当会副会長、藤原広報副委員長

▶経営者協会の目的に「会員自らが運営し会員に役立つ、誰もが集まりやすい、情報を得やすい、相談しやすい、魅力ある組織を実現することを目指します」とあり、まさに私たち弁護士会もそこを目指しています。要望や協力できる事はありますか？

成松 労働問題について、今後とも弁護士の先生方にご協力いただきたい。本当は経営者協会にもっと人材がいればいいが現実的には難しいので、会員企業から相談を受けたら、内容に応じて土業と呼ばれる先生方に引き継ぐという形で、スムーズな協力関係を築いていきたいですね。

▶法律の改正等により、この数年、労働事件の相談がとでも増えていると感じています。労使両方からの相談があります。

成松 私は、中央労働委員会の西日本地区の委員もやっていますが、労働裁判や労働審判までにならないが、紛争になっているケースはとでも多い。相談案件を読んでいると、経営者はとりあえず知っている先生に相談して、労働相談にあまり詳しくない弁護士に頼んでしまうこともあり、それで、事件がややこしくなっている場合も見受けられます。労働問題を専門としている弁護士に相談したら解決も早くなります。各地に経営者協会がありますので、協会に入って労使関係を勉強していただくなど、未組織経営者をなくして、何かあった時は経営者協会がしかるべき弁護士を紹介してつないでいきたい。そうすることで紛争が泥沼化するのを防ぐことができると思っています。

▶経営者の方に労働関係や雇用について学んでいただくのはとても大切だと思います。弁護士としては、労使関係をこじらせる前に相談に乗りたい。そのあたりを一緒に考えていけると良いですね。

成松 全くその通りで、経営者だけでなく企業の労務担当者にも勉強をしてほしいし、その機会をもっと提供したいと考えています。しかし、そこまで手が回らない中小企業も多いのも現実問題です。

▶労使関係だけでなく、取引先の法人やフリーランスの個人との契約関係についても、日本ではまだ認識が低いように思います。

成松 日本の企業は、法務より人事や経理部門の人数が多いですね。ヨーロッパの企業は逆で、その分、法務関係の人材が多い。ヨーロッパの方がグローバルに対応できると思います。日本の企業が世界で活躍して発展していくには、法務関係の人材は必要です。現実問題として海外に製造拠点を作るとなると、細かい取り決めまでして分厚い契約書になる。そういう契約書を読み込む、理解できるくらいの基礎知識を持っている法務人材は、日本

国内はもちろん海外こそ必要ですね。もちろん信頼関係を基にした契約が大切ですが、法律を勉強された方、できれば弁護士の資格を持っている人材を採用していかないといけない。もしくは、弁護士事務所と顧問契約をする。時代がどんどん変わっていくにつれて、それが当たり前になっていくのではないのでしょうか。

▶地域を支える企業の活性化のための活動も取り組んでおられるようですね。

成松 これから連合兵庫と一緒に、従業員代表制について啓蒙活動を進めていく予定です。労働組合の組織率は16%程度で、中小企業では組合がないところも多い。組合を作るのはハードルが高いですが、それとは別に従業員代表制があって、その従業員代表が会社に対してものが言えるような関係にあるか。組合がなくても、従業員代表制が機能していれば、労使関係という意味で話ができる。労働局によると4割くらいは36協定の届け出が無いんですよ。しかも届けている6割にしても、従業員代表をちゃんとした手続きで選んでいるかどうか。従業員の声がきちんと届く、従業員と経営者とが話ができている、そういう会社が働きやすい会社の条件だと思います。2月28日に関連のセミナーを開催する予定で、新しい労使関係をメッセージとして発信していきたい。弁護士会の先生方にも、労使紛争が起こらないようにするための知恵などレクチャーを含めていろいろサポートしていただきたいと思っています。

▶ところで、成松さんは歴史小説を書いているらっしゃるとお聞きしました。歴史に関心をお持ちのことと思いますが、きっかけはなんですか？

成松 学生の頃から歴史小説が好きだったこともあり、退職してちょっと時間ができて、コロナ禍もあって飲みに行く回数を減らして自宅で書きためてきました。歴史資料を調べて分析して、そこから想像を膨らませて…。いくつか書いたうちの「雪の曙 有明の月」という本を、清水総都のペンネームで2022年8月に出版しました。

▶どんな内容ですか？

成松 「徒然草」を書いたとされる兼好法師が主人公です。鎌倉時代、南北朝の少し前の激動の時代です。兼好法師のことは金沢文庫のなかで見つけた書簡の分析の結果、新しい人物像が浮かび上がりました。さらに皇室の書庫から見つけた秘本「とはずがたり」には天皇家に関わる人間関係を描かれていて、「徒然草」に出てくる人物とかなり重なっています。滑稽な話や恋の話もあり、そこから空想が広がってストーリーが生まれました。

▶歴史研究だけでなく、そこから着想を得て創作することがすごいですね。ぜひ読んでみたいです。今日は、労使問題から文化的な話題まで幅広いお話をありがとうございました。

(インタビュー日)
2024年12月3日

清水総都・著
「雪の曙 有明の月」
郁朋社



くらしの法律相談

個人事業を運営 契約書は必要かーフリーランス新法で義務化

Q 個人で企業のホームページの作成をしています。取引先も中小企業が多いので、特に契約書などは交わさず、メールのやりとりで受発注をしています。今後、注意することはありますか。

A 2024年11月1日、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(いわゆるフリーランス新法)が施行されました。商品製造業務やシステム開発、コンサルティングなどを受注し、他に従業員や役員のいない個人事業主や一人社長をフリーランスとして保護する法律です。フリーランス新法は、取引の適正化と、就業環境の整備という二つの場面においてフリーランスを保護します。取引の適正化を巡っては、フリーランスへの業務発注者に対し、発注日、発注内容、納入期限、報酬額、報酬支払日などを書面やメールほかで示すこと(取引条件の明示)を義務付けています。メールだけで取引条件を示された場合に、取引先に不快感などがあれば、取引条件を記載した書面を求めることもできます。また、支払期限を納品日から原則60日以内とし、不当な受領拒否、報酬減額、返品、買ったたき、パーター取引の強制などを禁止しています。就業環境の整備については、発注者に対して、虚偽または誤解を生じさせるような募集表示を禁止するとともに、育児介護と業務の両立に対する配慮、ハラスメント対策に関する体制整備、契約解除の場合における30日前までの予告通知なども義務付けています。これらが守られていないときは、取引の適正化に係るものは公正取引委員会や中小企業庁に、就業環境の整備に係るものは厚生労働省に違反の申し出をすることができます。また、トラブル全般に対しては、「フリーランス・トラブル110番」(フリーダイヤル0120・532・110)に相談することも可能です。注意すべきは、フリーランスがフリーランスに発注する場合にも、発注者であるフリーランスに対して、これまで述べた義務が課されるということです。このため、フリーランスの方も、フリーランスに発注する場合に守るべき事柄を知っておく必要があります。



Topics 表示する?しない?代表取締役等の住所

株式会社の登記事項証明書などには、代表取締役、代表執行役及び代表清算人(以下「代表取締役等」といいます。)の住所が記載されるのが原則です。これに関しては、従前からプライバシー保護に欠けるとの指摘がありました。

このような指摘を受け、2024年10月1日から、代表取締役等住所非表示措置の制度が始まりました。すなわち、株式会社の設立や、代表取締役等の就任(重任)・住所変更などの登記申請のタイミングで、必要書類とともに非表示措置の申出をすることで、登記事項証明書などに代表取締役等の住所の一部が記載されなくなります。例えば、代表取締役の住所が「神戸市中央区橋通1丁目4-3」であるとすると、「神戸市中央区」と記載されるようになります。

ただし、この制度には注意点もあります。例えば、非表示措置を講じることにより、金融機関からの融資に不都合が生じたり、取引時に必要書類が増えたりするなどの可能性があります。また、すでに登記事項証明書などに記載されている住所については非表示措置の対象となりません。これら事情も踏まえ、非表示措置の申出には十分な検討が必要となります。是非お近くの弁護士までご相談ください。



YouTube 兵庫県弁護士会公式チャンネル 動画アーカイブ

	プテ法律解説シリーズ⑱ 御社の広報戦略は大丈夫？ もう始まっているステマ規制！			プテ法律解説シリーズ⑳ 失敗しない遺言作成のポイント 無効になったら元も子もない	
	プテ法律解説シリーズ⑲ あなたの会社を存続させるために 事業承継のための5つのステップ			プテ法律解説シリーズ㉑ もしかして「パワハラ？」 大切な「時間外」の連絡のルール作り	

こんなときは兵庫県弁護士会へ

兵庫県弁護士会では、様々な窓口を設け、市民の皆様のご要望にお応えしています。

兵庫県弁護士会 検索

訴えられたとき

裁判等の当事者対象の無料相談

民事・家事事件当番弁護士
078-341-5000

兵庫県弁護士会公式SNS

Instagram X (旧Twitter)

HIMARIONHYOGO Himarion_Hyogo

法律相談したい

総合法律センター

神戸
078-341-1717
西播磨
079-286-8222
阪神・伊丹・川西・宝塚
06-4869-7613
北播磨・山崎・南たじま・明石・淡路・丹波
078-351-1233

中小企業相談

売掛金の回収や事業承継など
中小企業にまつわる無料相談窓口

ひまわり中小企業センター
0570-001-240